



## 会計事務所より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

### 非居住者に対する課税

今回は非居住者に対する課税についてご説明致します。近年、海外との取引や海外への進出が益々増えてきております。そこで、非居住者に対して給与や報酬を支払う際の主な注意点を解説致します。

### 非居住者とは

国内に住所があり、または、現在まで引き続いて1年以上居所がある個人を居住者といひ、それ以外を非居住者といひます。住所とは、個人の生活の本拠をいい、居所とは、その人の生活の本拠ではないが、その人が現実的に居住している場所」とされています。

### 非居住者に対する課税

日本では、非居住者であっても課税される場合があります。それは、「国内源泉所得」がある場合となります。「国内源泉所得」とは、日本国内で稼得した所得のことをいい、具体的には、国内での事業により生ずる所得、国内での勤務に対する給与等、国内にある不動

産等の貸付けによる収入、国内の法人から受ける配当又は利子等、などがあります。

### 非居住者に対する源泉徴収

上記のような「国内源泉所得」の支払いをする者は、原則その支払いの際に所得税の源泉徴収を行う必要があります。居住者に対して同様の支払いをする場合は手続きが異なりますので注意が必要になります。以下、主な源泉徴収の対象と税率をご紹介します。

- ・不動産の賃貸料等・・・20%
- ・貸付金の利子等・・・20%
- ・配当等(上場株式)・・・7%
- ・給与等・・・・・・・・・・20%

また、海外支店などに勤務する人に対して給与を支払う際にも注意が必要になります。1年以上の予定で海外支店などに転勤した場合、非居住者となり日本の本社から給与が支払われている場合でも源泉徴収の必要はありません。ただし、海外支店に勤務する人が日本の法人で役員となっている場合は、その給与額に対して20%の源泉徴収が必要となり

ます。

なお、海外に転勤する場合には、転勤する日までに年末調整を行わなければなりません。転勤する日までの給与は日本国内で支払われたものとなるため、転勤後に支払われる給与とは別のものとして取り扱われます。

### 租税条約

日本の法人が非居住者に対して支払いをする場合には、様々なものが源泉徴収の対象となります。ただし、日本と租税条約を締結している国であれば「租税条約に関する届出書」を提出することにより、源泉徴収の減免及び免除を受けることが出来る場合があります。

### おわりに

非居住者に対する支払いには、源泉徴収や租税条約といった複雑な手続きを要する場合があります。源泉徴収や租税条約は判断が付きにくい場合がありますので、今後海外との取引をお考えの際はお気軽にご相談ください。



## 社会保険労務士事務所より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

### 有期労働契約の改定！改正労働契約法

#### 今後の有期労働契約者に大きな影響

「改正労働契約法」が、同年8月10日に公布されました。

#### 改正法が定める3つのルール

##### ①有期労働契約の無期労働契約への転換

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたとき、労働者の申込みがあった場合には、労働者に「無期転換申込権」が発生し、これを行使した場合には、使用者はこれを承諾したものとみなされます。

つまり、5年を超えて有期労働契約が反復更新された場合には、これを期間の定めのない労働契約に転換しなければならないのです。

なお、原則として、6カ月以上の「空白期間」(クーリング期間)がある場合には、前の契約期間を通算しないこととされています。

##### ②「雇止め法理」の法定化

最高裁判所の判例で確立しているとされている「雇止め法理」に関して、その内容が法

律に規定されました。一定の条件を満たした場合には、使用者による労働者の雇止めが認められないこととなります。

#### ③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の相違を設けることが禁止されます。

#### 改正法の施行日と実務対応

上記改正内容の施行日ですが、②については公布日(8月10日)から施行されています。

①・③については公布日から起算して1年を超えない範囲内で施行されます。

企業としては、就業規則や雇用契約書の作成・見直し、契約更新を行わない有期労働契約者への雇止めの通知等、今後の実務対応が重要となります。

#### 希望者全員の65歳までの雇用を義務！

#### 改正高年齢者雇用安定法

#### 来年4月1日施行

8月29日に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が成立、来年4月1日から施行です。

#### 改正法の主な内容

##### ①継続雇用対象者を限定する仕組の廃止

現在、65歳未満の定年を定めている企業が、高年齢者雇用確保措置として「継続雇用制度」を導入する場合、継続雇用の対象者を限定する基準を労使協定で定めることができますが、この仕組みが廃止され、希望者全員を継続雇用の対象とすることが義務です。

なお、厚生年金の受給開始年齢に到達した以降の者を対象として、上記の基準を引き続き利用できる経過措置が設けられています。

##### ②継続雇用先企業の範囲の拡大

定年を迎えた高年齢者の継続雇用先を、自社だけではなくグループ内の会社(子会社、関連会社等)まで広げることができます。なお、この場合には、継続雇用について事業主間における契約が必要とされます。

##### ③違反企業名の公表規定の導入



## 会社のトラブルQ & A

法律についての疑問にお答えします

### Q 試作品製造の委託先が勝手に商品化したら？

自社発明を利用した製品の試作品製作を他社に委託したところ、先方はそれを大量生産して販売を始めてしまいました。中止させるために、当社はどうしたらよいでしょうか。

### A 中止請求の方法

貴社が委託先に製品販売を中止させるためには、①契約に基づく中止請求、②不正競争防止法に基づく中止請求、③発明が特許登録されている場合の特許権に基づく中止請求、が考えられます。

#### 契約に基づく中止請求

貴社と委託先間で締結された試作品製造契約において、秘密保持義務などでの製造販売禁止が合意されていれば、委託先に製造販売中止を求めることが可能です。

#### 不正競争防止法に基づく中止請求

契約に明文規定がなくても、貴社が委託先に提供した試作品情報が、貴社で秘密に管理されており、社会に知られていない場合は、不正競争防止法の「営業秘密」に該当します。試作品が製品化前の貴社の営業秘密であり、委託先が、独自の販売行為で貴社に損害を与えることを認識している等の事情がある場合は、不正競争行為に該当するので、貴社は、委託先に対して、製造販売行為の中止を求めることが可能です（不正競争防止法3条）。

#### 特許権侵害に基づく中止請求

貴社の発明が特許登録されていれば、特許権に基づき、委託先に製造販売中止を求めることが可能です（特許法100条）。

一方、特許出願中の場合、特許権に基づく中止請求ができません。そこで製造販売抑止のため、出願公開後、公開された発明の内容、製造販売品が出願中の発明の実施品であること、特許登録後に補償金支払請求する旨を委託先に書面で警告することが考えられます。

#### 貴社の具体的対応

1 貴社としては、まず次の確認等を行い、専門家の判断を受けるのが適切です。

- ①委託引先が製造販売している製品の入手
  - ②委託先との試作品製造契約内容の確認
  - ③製品が契約上の製造販売禁止品かの確認
  - ④委託先に営業秘密を開示したかの確認
  - ⑤製品が発明の技術的範囲に属するかの確認
- 2 上記により、委託先の行為が債務不履行又は不法行為であることの確認後、委託先に対し、製造販売中止の警告書を送付します。

3 委託先が貴社の警告に基づいて、製造販売を中止すれば、繰り返さないように合意書を締結します。

他方、製造販売を中止しない場合、貴社としては、当該製品の製造販売中止の仮処分、製造販売中止及び損害賠償を求める訴訟を提起することになります。



## お知らせ

### 新メンバー加入

この場をお借りして7～8月に正社員として加入したメンバーよりご挨拶と自己紹介をさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

#### 会計グループ / 松橋 亮太 (まつはしりょうた)

8月より汐留パートナーズ税理士法人に入社致しました松橋亮太と申します。汐留パートナーズグループは若い事務所ですが、お客様とともに成長拡大していくという向上心に惹かれました。私も弊社の一員としてお客様の役に立てるように頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 労務グループ / 辻 知子 (つじともこ)

7月より汐留社会保険労務士事務所に入所致しました辻知子と申します。保険関係の手続のお手伝いや、皆様が働きやすい就業環境を作るためのお手伝いを精一杯させていただき所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 会計・労務スタッフブログのご紹介

汐留パートナーズにはスタッフのブログが2つあるのでご紹介です。もしよろしければご覧ください。

- 汐留パートナーズ会計事務所スタッフのブログ

<http://www.shiodome.co.jp/blog/>

- 汐留社会保険労務士スタッフのブログ

<http://www.shiodome.co.jp/sr/>



### 9月の税務と労務の手続き [提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

#### 31日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付  
<第3期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出  
<休業4日未満、7月～9月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料の納付<延納第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告  
(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋1-7-10 汐留スペリアビル5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp/>

誌面デザイン 永喜 なおこ

URL: <http://akahoshi-poteco.com/>